

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省2-6-1)

施策名	6-1 資源・燃料	担当部局名	資源エネルギー庁 長官官房総務課 資源・燃料部政策課	政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策の概要	石油、天然ガス、石炭及び金属鉱物資源の開発の促進、生産、流通の合理化等を通じて、資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保を図る。			政策体系上の位置付け	6 エネルギー・環境
達成すべき目標	石油、天然ガス、石炭及び金属鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保			目標設定の考え方・根拠	-
施策の予算額(執行額) (百万円)	30年度 326,326 (254,806)	令和元年度 275,248 (241,495)	令和2年度 274,395	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	長期エネルギー需給見通し(平成27年7月16日) 日本再興戦略(改訂2015)(平成27年6月30日) エネルギー基本計画(平成30年7月3日) 海洋基本計画(平成25年4月26日) 国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)

【測定指標】

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1 資源・燃料の 自主開発比率等の向上 (i) 石油・天然ガス(%)	22.1	24年度	40以上	令和12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	
					27.4	26.6	29.4	34.7	-	-	-	-	
2 資源・燃料の 自主開発比率等の向上 (iii) 金属鉱物資源 (ベースメタル)(%)	42.9	24年度	80以上	令和12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネルギーの普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給の確保が一層重要な課題となる。エネルギー基本計画(平成30年7月)において鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%に引き上げることを目指すと設定していることから政策評価における測定指標として選定した。
					49.8	50.6	50.2	-	-	-	-	-	
3 石炭の自主開発比率の向上	50.0	平成24年度	60維持	12年度	60	60	60	60	60	60	60	60	エネルギー基本計画(平成30年7月)において、石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率は2030年に60%を維持することを目指すと設定していることから、政策評価における測定指標として選定した。
					61.1	58.6	56.4	-	-	-	-	-	
4 石油・石油ガス供給網の維持・強化(i) 非常用発電設備の設置・増強 や強靱性評価、強靱化対策を 行う必要があり、対策を実施 している製油所・油槽所の割合(%)	0.0	平成30年度	100	令和2年度	-	-	-	70	100	-	-	-	○東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等の大規模災害において、電力・ガス等の系統エネルギーが途絶する中であっても、ガソリンや灯油・軽油といった石油製品は、病院や避難所の非常用電源の燃料や警察・消防をはじめとする災害対応車両の燃料として活用される等、災害時エネルギー供給の「最後の砦」としての役割を果たしている。 ○大規模災害発生後であっても、石油供給インフラにおいて石油精製設備が火災等の二次災害を発生させずに安全に停止され、石油製品の出入荷設備の被害が最小限に抑えられ、非常用電源によって早期に出入荷機能が回復されるよう、事前の対策に万全を期すことが必要である。 ○北海道胆振東部地震等を契機に実施した緊急点検の結果を受けて、製油所・油槽所の非常用発電設備の整備・増強や更なる強靱化のための対策を推進しており、その実施割合を今回の政策評価における測定指標として選定した。
					-	-	0	69	-	-	-	-	

5	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (ii) 災害時における地域住民の給油拠点(住民拠点SS)の整備	0	28年度	15,000	令和2年度	-	1,300	3,500	7,000	15,000	-	-	測定指標の選定理由: ○SSの災害対応力強化について、防災・減災、国土強靱化のための3か年計画において、停電発生時の燃料需要に対し、十分な燃料供給体制を確保するため、自家発電設備を備えたSS等を全国約8,000か所整備することとされている。
						0.0	1,346	3,498	6,902	-	-	-	○さらに、令和元年房総半島台風の際、千葉県広域が停電の中、自家発電設備を有する一部のSSIは営業を継続した一方、こうしたSSへの需要集中により行列や在庫不足が発生するなど、SSへの自家発電設備の導入を更に進める必要性が明らかになったことから、令和元年度補正予算により、新たに約6,900箇所整備する。
6	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (iii) 石油ガスの取引における苦情・相談件数	3,907	28年度	3,355	令和3年度	-	3,790	3,872	3,521	3,193	3,097	3,004	測定指標の選定理由: ○LPガスは全国約2,300万世帯で利用されている重要なエネルギー。 ○他方、消費者等からはLPガスの小売価格の不透明性や取引方法等に対する問題点が多く指摘されているところ。 ○講じた施策結果を客観的かつ定量的に測定するため、石油ガスの取引における苦情件数を政策評価における測定指標として選定した。 ○なお、LPガス販売事業者数は年平均約3%のペースで減少しており、大手事業者への消費者の集約化が進んでいるものと思われる。大手事業者については、ガイドラインにより苦情・相談の受付体制の整備がより進んでおり、その分補助事業者に寄せられる苦情・相談件数は減少していくものと考えられるため、測定指標に反映させるもの。
						3,907.0	3,992	3,630	3,292	-	-	-	目標値の設定根拠: 災害時の燃料需要を踏まえ、必要となる自家発電設備を有するSSの数を算出し、目標値とした。
7	緊急時に備えた石油・石油ガス備蓄の適切な維持管理 (%)	-	-	備蓄目標 100%	-	石油: 100 LPG: 90	石油: 100 LPG: 100	石油: 100 LPG: 100	石油: 100 LPG: 100	石油: 100 LPG: 100	石油: 100 LPG: 100	石油: 100 LPG: 100	測定指標の選定理由: 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)において、当該年度以降の5年間の石油の備蓄目標を定めることとなっており、今回の政策評価における測定指標として選定した。
						石油: 100 LPG: 90	石油: 100 LPG: 100	石油: 100 LPG: 100	石油: 100 LPG: 100	-	-	-	目標値の設定根拠: 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第四条第一項

【達成手段一覧】

達成手段		予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する指 標	達成手段の概要等	再掲	令和2年度 行政事業 レビュー 事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度					
1	海外投資等損失準備金制度	-	-	-	昭和39年度	1	内国法人が海外の探鉱・資源開発法人に投資を行う場合の投資リスクの軽減を図るため、一定割合の準備金の積立(積立率:探鉱段階:50%、開発段階:20%)を認め、これを損金に算入することができる制度。	-	-
2	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	-	-	-	昭和41年度	1	国内における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産活動を維持・増加させるため、石油又は天然ガスを目的とする鉱区に係る鉱区税の税率を、通常の税率の3分の2に減免する。	-	-
3	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置	-	-	-	昭和53年度	-	我が国の食糧安定供給を支える農林漁業において不可欠な生産資材であるA重油について、その低廉かつ安定的な供給の確保及び我が国農林漁業者の経営安定化を図るための措置として、農林漁業用輸入A重油の免税措置を実施。	-	-
4	軽油引取税の課税免除の特例措置(鉱物(岩石及び砂利を除く。)の採掘事業を営む者)(うち石炭採掘事業)	-	-	-	昭和36年度	-	石炭の採掘原価を低減し、国内石炭の安定的な生産を図るため、炭鉱事業場内において石炭の掘採、積みまたは運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取税を免除する。	-	-
5	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税(コークス)	-	-	-	平成15年度	-	コークスの製造に使用する石炭で所管税関長の承認を受けて保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税が免除される。	-	-
6	鉱業所得の課税の特例(減耗控除)制度	-	-	-	昭和40年度	-	鉱業を営む者が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認めることで継続的な生産を確保する。	-	-
7	軽油引取税の課税免除の特例措置(鉱物の掘採事業を営む者)(うち石灰石等鉱物掘採業)	-	-	-	昭和31年度	-	石灰石等鉱物資源の低廉な安定供給の持続を実現するために、掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み、運搬等のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、課税を免除する。	-	-
8	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	-	-	-	平成1年度	-	石油石炭税が課税済みの原油等から国内において製造された特定揮発油等を原料として石油化学製品を製造した場合、当該特定揮発油等製造者に対し、当該特定揮発油等の原料として使用された原油等に係る石油石炭税相当額が還付される。	-	-
9	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	-	-	-	平成9年度	-	石油石炭税が課税済みの原油等から国内において製造された石油アスファルト等(石油アスファルト又は石油コークス)を製造場から移出し、又は製造場内で燃料として消費した場合には、その石油アスファルト等につき、石油石炭税相当額を石油アスファルト等の製造者に還付される。	-	-
10	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	-	-	-	平成26年度	-	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税を、石油精製業者に還付する。	-	-
11	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	-	-	-	平成1年度	-	農林漁業を営む者が、課税済みの原油等から本邦において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため購入した場合には、その購入した重油につき、石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に還付する。	-	-
12	国内探鉱資金融資(金属鉱物)	1,200	1,200	800	昭和38年度	-	金属鉱物資源の安定供給に資するため、金属鉱業を営む者に対する国内における金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行う。	-	-
13	海外探鉱資金出融資(金属鉱物)	9,600	5,800	1,900	昭和49年度 (出資) 昭和43年度 (融資)	-	金属鉱物資源の安定供給に資するため、海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資及び貸付けを行う。	-	-
14	海外開発資金債務保証(石炭・金属鉱物)	0	0	0	昭和43年度	-	石炭及び金属鉱物資源の安定供給に資するため、海外における石炭及び金属鉱物の採掘等に必要な資金に係る債務の保証を行う。	-	-
15	海外開発資金出資(金属鉱物)	15,500	12,700	30,300	平成22年度	-	金属鉱物資源の安定供給に資するため、海外における金属鉱物の採掘等に必要な資金を供給するための出資を行う。	-	-
16	エネルギー供給構造高度化法	-	-	-	平成29年度	-	「平成29年度以降の5年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準」を定め、石油精製業者に対し、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量を増加させ、減圧蒸留残渣油処理率を改善することを義務づけている。	-	-
17	資産買収、開発・液化出資(石油・天然ガス)	17,000	25,700	25,000	平成24年度	1	資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けて、資源外交を積極的に展開するとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)を通じたリスクマネーの供給を通して、我が国企業による天然ガスの權益獲得等を協力で推進し、供給源の多角化を進めていく。	-	-
18	石油資源を遠隔探知するためのハイパースペクトルセンサの研究開発事業費	1,150 (1,149)	843 (843)	750	平成19年度	1	本事業は、ハイパースペクトルセンサデータを用いて我が国における石油資源探査事業の効率化を図るものであり、石油の安定的かつ安価な供給の確保に資するものである。	-	0158

19	石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費	200 (186)	646 (524)	557	昭和61年度	-	産業保安関係法令の技術基準等の制定・改正や制度設計、並びに保安に係る指導・周知等を行うことで、石油精製プラント・ガス設備等の安全が担保され事故の減少につながり、ひいては石油・ガス等の安定的な供給の確保へとつながっていく。また、ガス保安に関しては、経年埋設内管のリスク状況に関する調査分析も行い、腐食等の原因とするガス漏れの可能性が高い経年埋設内管を保有する需要家への韓国及び公表を行う判断材料となる基礎データを収集することにより、ガスの安定的な供給を確保する。	-	0159
20	希少金属備蓄対策事業	200 (184)	228 (204)	523	平成15年度	1	短期的な供給障害が懸念されるレアメタルについて国家備蓄を行い、緊急時にレアメタルを供給できる体制を構築することにより、金属鉱物資源の安定的な供給を確保する。	-	0161
21	希少金属資源開発推進基盤整備事業	380 (318)	384 (351)	255	平成20年度	1	本事業において、資源探査等の事業を実施することで、有望な調査結果が得られた場合は開発の権利を我が国企業に引き継ぎ、金属鉱物資源の自給率を向上させる。	-	0162
22	国際エネルギーフォーラム拠出金	26 (26)	26 (26)	26	平成16年度	-	IEFを通じて、産油国と消費国の対話・協調を深め、国際エネルギー市場の安定化に向けて共に取り組むことで、我が国にとってもエネルギー安定的かつ安価な供給の確保に寄与する。	-	0163
23	国際エネルギー機関拠出金	118 (118)	118 (118)	117	平成16年度	-	IEFを通じて、産油国と消費国の対話・協調を深め、国際エネルギー市場の安定化に向けて共に取り組むことで、我が国にとってもエネルギー安定的かつ安価な供給の確保に寄与する。	-	0164
24	東アジア経済統合研究協力拠出金	180 (180)	180 (180)	180	平成24年度	-	ERIAを通じ、東アジアにおける燃料消費の抑制、エネルギーセキュリティの確保及びエネルギーの安定かつ低廉な調達を推進することで、アジアワイドでの燃料需給の逼迫の回避及び緊急時における燃料調達の混乱の緩和を図り、以って我が国にとっても安価な燃料供給を確保できる国際環境を整備する。	-	0165
25	アジア太平洋エネルギー研究センター拠出金	112 (112)	112 (112)	112	平成25年度	-	APECを通じ、アジア太平洋地域における燃料消費の抑制、エネルギーセキュリティの確保及びエネルギーの安定かつ低廉な調達を推進することで、同地域の緊急時における燃料調達の混乱の緩和を図り、以って我が国にとっても安価な燃料供給を確保できる国際環境を整備する。	-	0166
26	国家備蓄石油増強対策事業費（石油分）	22,607 (0)	24,293 (0)	29,487	平成15年度	6	産油国地域の政情不安等により原油輸入が途絶する事態等に備えて、国内の石油安定供給を確保すべく、必要な国家備蓄石油を確保する。	-	0167
27	土地借料	3 (3)	3 (3)	3	平成17年度	6	国家石油ガス備蓄及び国家石油備蓄に必要な用地を確保することにより、国家石油ガス備蓄及び国家石油備蓄の適切な維持管理を図る。	-	0168
28	株式売払手数料	8 (0)	8 (0)	8	平成18年度	-	「エネルギーの安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」を同時に追求した上での売却が達成されたときは、石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-	0169
29	石油天然ガス開発関連の政府保有資産評価委託費	100 (0)	100 (0)	100	平成17年度	-	「エネルギーの安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」を同時に追求した上での売却が達成されたときは、石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-	0170
30	緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油分）	43,200 (41,949)	437,000 (42,018)	437,000	平成15年度	5	産油国地域の政情不安等により原油輸入が途絶する事態等を想定し、石油備蓄法に基づき約4,800万klの国家備蓄石油を保有・管理することにより、石油の安定的な供給を確保する。	-	0171
31	緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）	10,300 (9,867)	10,300 (9,803)	10,300	平成17年度	6	国家備蓄基地の安定的な操業と安全管理を行うことにより、国家石油ガス備蓄の適切な維持管理を図る。	-	0172
32	燃料安定供給対策に関する調査等委託費	194 (181)	1,305	1,250	昭和56年度	-	本事業の調査研究結果は、施策立案、制度設計及び検証を行う際の基礎情報として活用されるとともに、報告書は、関係各課の政策担当者に配布・閲覧され、政策立案上の参考資料として活用されるものであり、石油等の安定供給確保の実現に資するもの。	-	0173
33	平常時及び緊急時における石油需給動向等調査事業費	192 (162)	99 (92)	98	平成18年度	-	本事業によって、国内における石油製品の需給動態等の情報を収集することにより、常に需給動向を把握することを可能とし、石油の安定供給確保に資する。	-	0174
34	産油国共同石油備蓄事業費補助金	4,080 (3,958)	4,080 (3,926)	5,280	平成20年度	6	産油国との二国間関係の強化及び国内エネルギーセキュリティ確保のため、国内民間石油基地の原油タンクを活用しつつ、産油国との備蓄協力を進めることで、我が国のエネルギー安全保障に寄与する。	-	0175